

令和6年度

第1回鹿島市地域公共交通会議・鹿島市地域公共交通活性化協議会

資 料

【報告事項】

- P 1 鹿島市地域公共交通会議及び鹿島市地域公共交通活性化協議会委員名簿
- P 2 鹿島市地域公共交通会議・鹿島市地域公共交通活性化協議会について
- P 3 鹿島市地域公共交通会議設置要綱
- P 6 鹿島市地域公共交通活性化協議会規約
- P 9 地域公共交通活性化事業に係る年表
- P 13 市内地域公共交通マップ
- P 15 市内循環バス平均乗車数の推移
- P 16 高津原のりあいタクシー平均乗車数の推移
- P 17 予約型のりあいタクシー稼働率の推移
- P 20 令和6年度共創・MaaS実証プロジェクトについて
- P 21 鹿島市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について
- P 26 鹿島市運賃協議会設置要綱の制定について
- P 29 浜地区での予約型のりあいタクシー実証運行について
- 別添資料 バス・タクシーの補完としての自家用車の活用について（佐賀運輸支局）

【協議事項】

- P 31 鹿島市地域公共交通活性化協議会規約、鹿島市地域公共交通活性化協議会事務局規程の一部改正（案）について
- P 39 暮らしを支える移動手段支援事業奨励金の申請（案）について
- P 40 令和7年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
- P 47 令和6年度補正予算（案）について
- P 49 令和7年度事業計画（案）及び予算（案）について
- P 50 市内循環バス、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシーの無料運行期間の実施（案）について

鹿島市地域公共交通会議委員
鹿島市地域公共交通活性化協議会委員

(令和6年度)(任期:R6~R7)

No.	所 属 等	役 職 等	氏 名	備 考
1	鹿島市長又はその指名する職員	鹿島市長	松尾 勝利	会長
2	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者	祐徳自動車(株) 常務取締役バス事業部長	山本 孝義	
3	一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者の代表者	(有)再耕庵タクシー総務部長	山本 浩二	
4	社団法人佐賀県バス・タクシー協会の代表者	専務理事	草野 武生	
5	鹿島市区長会の代表者	市区長会 幹事	林 圭一郎	副会長 報酬
6	鹿島市老人クラブ連合会の代表者	副会長	中島 スミエ	報酬
7	鹿島市民生児童委員連絡協議会の代表者	鹿島市民生児童委員	野中 由美子	報酬
8	鹿島市PTA連合会の代表者	鹿島市PTA連合会理事	森 竜巳	報酬
9	市内小中学校代表者	七浦小学校 校長	片渕 千佳	
10	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の代表者	祐徳自動車(株)運転者	大石 智子	
11	九州運輸局佐賀運輸支局の職員	首席運輸企画専門官 (企画調整担当)	牟田 嘉伊座	協議会委員
		首席運輸企画専門官 (企画輸送・監査担当)	千種 智章	交通会議委員
12	佐賀県の担当職員	佐賀県地域交流部 さが創生推進課 係長	坂井 歩美	
13	佐賀県杵藤土木事務所の職員	管理課長	太田 武経	
14	鹿島警察署の職員	交通課長	渕上 大介	
15	鹿島商工会議所	専務理事	有森 滋樹	監事 報酬
16	九州旅客鉄道株式会社	江北駅長	鴨川 彰久	
17	鹿島市建設住宅課	課長補佐	田代 章	
18	鹿島市都市計画課	都市計画係長	岡 秀和	監事

事務局

	所 属 等	役 職 等	氏 名	備 考
	鹿島市政策総務部	部長	川原 逸生	
	鹿島市広報企画課	課長	山口 洋	
	鹿島市広報企画課	課長補佐	江島 美央	
	鹿島市広報企画課	係長	木原 智典	
	鹿島市広報企画課	職員	小山 龍司	

鹿島市地域公共交通会議・鹿島市地域公共交通活性化協議会について

●鹿島市地域公共交通会議は平成20年5月に設置。地域交通会議は、地域の需要に応じた住民の生活に必要な旅客運送の確保と利用促進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置されました。

●鹿島市地域公共交通活性化協議会は平成21年3月に設置。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、「地域公共交通網形成計画」の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うために設置されました。法の改正に伴い、網形成計画を「地域公共交通計画」に改めております。

●平成24年度から「地域公共交通活性化協議会」と「地域交通会議」を合わせて「合同会議」として実施しています。委員は18名で、任期は2年間（令和6年度～令和7年度）となっております。

	鹿島市地域公共交通会議	鹿島市地域公共交通活性化協議会
目的	●地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項、市町村運営有償運送の必要性および旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関して必要となる事項の協議	●地域公共交通計画の策定および実施に関して必要な事項を協議
根拠法	●道路運送法施行規則（第9条の3）	●地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第6条）
協議が整った場合のメリット	●コミュニティバス・乗合タクシーの許可等に関する特例の適用 ●協議会参加者の協議結果の尊重義務	●地域公共交通計画の作成 ●同計画実施への許認可手続きの簡素化 ●地方債起債等の特例措置
対象交通モード	●乗合バス、乗合タクシー ●自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送）	●鉄道、軌道、バス、タクシー、旅客船等の多様なモード

鹿島市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、鹿島市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
- (4) 交通ネットワーク計画に関する事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の構成員（以下「委員」という。）は、市長のほか次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命した者をもって充てる。

- (1) 市長が指名する市の職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表者
- (4) 社団法人佐賀県バス・タクシー協会の代表者
- (5) 鹿島市区長会の代表者
- (6) 住民又は利用者の代表者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の代表者
- (8) 九州運輸局佐賀運輸支局の職員
- (9) 佐賀県の担当課の職員
- (10) 佐賀県鹿島土木事務所の職員
- (11) 鹿島警察署の職員
- (12) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が前条各号の職を離職その他のやむを得ない事由により辞任した場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、市長又はその指名する者とする。

3 副会長は、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 交通会議が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明及び意見を聴くこと又は資料の提供を求めることができる。

5 交通会議は、原則として公開とする。

6 委員が会議を欠席する場合、その代理の者が交通会議に出席できるものとし、その代理の者の出席をもって委員の出席とみなす。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において、協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第8条 交通会議の運営を円滑に行うため、交通会議に事務局を置く。

2 交通会議の業務は、鹿島市広報企画課において処理する。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平成 24 年訓令甲第 33 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年訓令甲第 10 号）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年訓令甲第 35 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

鹿島市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という）の作成及び実施に関する協議を行うため、鹿島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、鹿島市役所内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる者及び団体等を代表する者をもって組織する。

(役員の数及び選任)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、鹿島市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、委員の中から互選によりこれを定める。

4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、委員の中から互選によりこれを定める。

3 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 会議の議決の方法は、会議に出席した委員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開する。

6 協議会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明及び意見を聴くこと又は資料の提供を求めることができる。

7 委員は、会議を欠席する時は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

8 前各号に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 会議において協議が整った事項について、協議会の委員はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会の設置)

第10条 協議会は、第3条の各号に定める事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ分科会を設置することができる。

2 分科会は、第4条に定める委員その他協議会が必要と認める者で組織する。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、鹿島市総務部企画財政課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者を充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散した日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成21年3月6日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の規定により、最初の委員となった者の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	委 員
法第6条第2項第1号	鹿島市長
法第6条第2項第2号	公共交通事業者
	社団法人佐賀県バス・タクシー協会
	佐賀県杵藤土木事務所
	鹿島市
法第6条第2項第3号	鹿島警察署
	住民利用者
	学識経験者
	商工会議所
	公共交通事業の運転手

◎地域公共交通活性化事業に係る年表

年 月	内 容	備 考
H 2 0 . 5 月	・鹿島市地域公共交通会議（道路運送法）の設置	
H 2 1 . 3 月	・鹿島市地域公共交通活性化協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）の設置	
H 2 2 . 3 月	・鹿島市地域公共交通総合連携計画の策定 ※地域公共交通活性化・再生総合事業を利用	
H 2 2 . 1 0 月	・市内循環バス、高津原のりあいタクシー実証運行開始 ※トリガー制度によりH 2 5 年3月まで ※地域公共交通活性化・再生総合事業を利用	
H 2 3 . 4 月	・地域公共交通確保維持改善事業が制定 ※事業年度が10月～9月に変更 ※市内循環バス、高津原のりあいタクシーは、H 2 4 年3月まで経過処置対応	
H 2 3 . 4 月	・市内循環バス ※運行内容を変更：12時⇒8時	
H 2 3 . 1 0 月	・市内循環バス ※路線変更：「よらんね」撤去 「執行分」「西部中前」新設 ※回数券の発行 ・のりあいタクシー ※路線変更：2路線を1路線に統合 高校線を新設（5便⇒6便） ※運賃改定：高校生以下300円⇒100円 ※回数券の発行	
H 2 4 . 4 月	・地域公共交通確保維持改善事業を利用して、市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行を継続	
H 2 4 . 7 月	・市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行期間をH 2 5 年9月まで継続	
H 2 5 . 6 月	・市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行期間をH 2 6 年9月まで継続	
H 2 5 . 1 0 月	・市内循環バス ※辻宿・農協前まで延長 ※ララベル内への乗り入れ開始 ・高津原のりあいタクシー ※ジャンボタクシーから小型タクシーへ変更 ※往路2便、復路1便を増便 ※フリー降車区間を設ける 往路 別府整形外科～鹿島駅前 復路 鷺ノ巣～かんらん	

年 月	内 容	備 考
H 2 6 . 4 月	・市内循環バス ※ピオ・納富病院前バス廃止	
H 2 6 . 6 月	・市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行期間をH 2 7 年9月まで継続 ただし、高津原のりあいタクシーについては、乗車数により廃止を視野におく。	
H 2 6 . 1 0 月	・市内循環バス ※ラッピングをかし丸くんへリニューアル (9月9日完成、9月10日運行開始) ・高津原のりあいタクシー ※高校線廃止 9便→8便 ※運行時刻変更	
H 2 7 . 6 月	・市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行期間をH 2 9 年3月まで継続 ※公共交通網形成計画を策定するまで現行のまま運行する。	
H 2 8 . 6 月	・市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行期間をH 2 9 年9月まで継続※補助対象事業年度：10月～翌年9月	
H 2 9 . 3 月	・鹿島市地域公共交通網形成計画の策定 ※市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行はH 3 3 年度まで継続し、利用ニーズとの適合を図る。	
H 2 9 . 1 0 月	・生活交通路線…一部見直し（太良線の一部をララベル経由） ・廃止代替バス路線…廃線、減便、時刻・路線変更、曜日運行 ・市内循環バス…継続運行、時刻・路線見直し ※執行分～九州労働金庫前を廃止、幸通り～体育館前を經由 ・高津原のりあいタクシー…継続運行、時刻・路線見直し、全線フリー降車の実施※天神様前、鷲ノ巣を廃止 ・予約型のりあいタクシー…廃代バス廃止代替として運行開始 ・乗車回数券の運用一部変更、乗継割引の開始	広平線・新籠線、能古見線の一部（柿原⇄尾崎区間）の廃止 他廃代減便
H 3 0 . 4 月	後期高齢者・運転免許証自主返納者・障がい者割引の開始 市内循環バスとJR等の乗継割引社会実験（H30.7月末まで） 鹿島市待合室等改修整備事業費補助金の募集	
H 3 0 . 1 0 月	・市内循環バス…運賃改定（200円→100円）、運賃改定に伴う運賃割引廃止、時刻・路線見直し（2便～6便について西牟田地域を前後半に経由） ・予約型のりあいタクシー…増便（7時便）、曜日運行（平日運行）	
H 3 1 . 4 月	・廃止代替バス路線…廃線 ・予約型のりあいタクシー…廃代バス廃止代替として能古見線区域拡大、古枝線は実証運行	山浦線・矢答線の廃止

年 月	内 容	備 考
H 3 1. 4月 ～5月	公共交通に関する市民アンケート（満足度調査）の実施 ※1, 0 0 0人対象	
R 1. 6月	・予約型のりあいタクシー…登録者要件の一部見直し	
R 1. 1 0月	・生活交通路線…時刻・運賃変更、停留所名称変更（肥前浜宿、道の駅鹿島） ・予約型のりあいタクシー…古枝線本格運行へ移行	
R 2. 1月 ～2月	予約型のりあいタクシー登録者アンケートの実施 ※登録者2 0 1名対象	
R 2. 4月	鹿島市内地域公共交通総合時刻表の作成（各戸配布）	
R 2. 1 0月	・令和3年度に「鹿島市地域公共交通計画」策定する方針を決定 ・高津原のりあいタクシー ※停留所名称変更（吹上荘⇒旭ヶ岡団地）	
R 3. 1 0月	・鹿島市地域公共交通計画策定に伴う JR 鹿島駅前利用者アンケート実施 ・市内循環バス ※車両変更（マイクロバスからノンステップバスへ） ・生活交通路線、市内循環バス ※停留所名称変更（鹿島総合庁舎⇒西牟田西）	
R 4. 3月	・市内循環バス（低床バスへの切り替え） ※ラッピングをかし丸くんと鹿島錦の模様へリニューアル（3月31日完成、4月1日運行開始） ・鹿島市地域公共交通計画策定（R 4～R 8の5か年計画）	
R 4. 1 0月	・高津原のりあいタクシー ※停留所の新設及び廃止（新設：蟻尾山、廃止：中ノ谷） ※路線延長（かんらんから蟻尾山まで約1km） ※フリー乗車区間の新設（蟻尾山～犬塚病院）	
R 5. 4月	・高津原のりあいタクシー ※車両変更（小型タクシーからジャンボタクシーへ）	
R 5. 1 0月	・市内循環バス ※運行時刻変更（14時台→11時台へ） ・廃止路線代替バス ※始発便のみ往復運行、日中はデマンド運行のハイブリット運行へ切替 ・予約型のりあいタクシー ※北鹿島線…廃止バス停（旧農村婦人の家、無量院前、金剛園駐車場、あんくる夢市場）、新設バス停（コスモス井手店、ダイレックス北鹿島店）	大野線、能古見線、奥山線の運行形態変更

	<p>※能古見線、大野線…追加地域（大野、早ノ瀬、西三河内、大木庭、大殿分、本城、土穴、貝瀬、東三河内、若殿分、中川内全域、南川全域）、廃止バス停（三河内）、バス停名変更（大井手→能古見小前）、新設バス停（鹿島市役所、織田病院）、運賃変更（大人 300 円～500 円→400 円～600 円）、時刻表変更</p> <p>※奥山線…追加地域（奥山、平仁田開拓、竹ノ木庭、中尾、上古枝）、廃止バス停（鮎越入口）、新設バス停（鹿島市役所、織田病院）、運賃変更（大人 300 円～500 円→400 円～600 円）、時刻表変更</p> <p>・交通空白地への予約型のりあいタクシー実証運行（R5.10～R6.3の半年間運行、目標値に達しない場合は運行終了）</p> <p>※浜地区（北舟津、南舟津、野島、新方）が対象。</p>	
R 6. 4 月	<p>・高津原のりあいタクシー 時刻表の変更</p> <p>・予約型のりあいタクシー 指定バス停の追加 古枝地区：鹿島祐徳稲荷前セブンイレブン 能古見地区：西部中前</p>	

☆地域公共交通確保維持改善事業の事業年度

H 2 3 年度：H 2 3 年 4 月～H 2 4 年 3 月 ※経過処置

H 2 4 年度：H 2 4 年 4 月～H 2 4 年 9 月

H 2 5 年度：H 2 4 年 1 0 月～H 2 5 年 9 月

H 2 6 年度：H 2 5 年 1 0 月～H 2 6 年 9 月

H 2 7 年度：H 2 6 年 1 0 月～H 2 7 年 9 月

H 2 8 年度：H 2 7 年 1 0 月～H 2 8 年 9 月

H 2 9 年度：H 2 8 年 1 0 月～H 2 9 年 9 月

H 3 0 年度：H 2 9 年 1 0 月～H 3 0 年 9 月

H 3 1 年度（R 元年度）：H 3 0 年 1 0 月～R 1 年 9 月

R 2 年度：R 1 年 1 0 月～R 2 年 9 月

R 3 年度：R 2 年 1 0 月～R 3 年 9 月

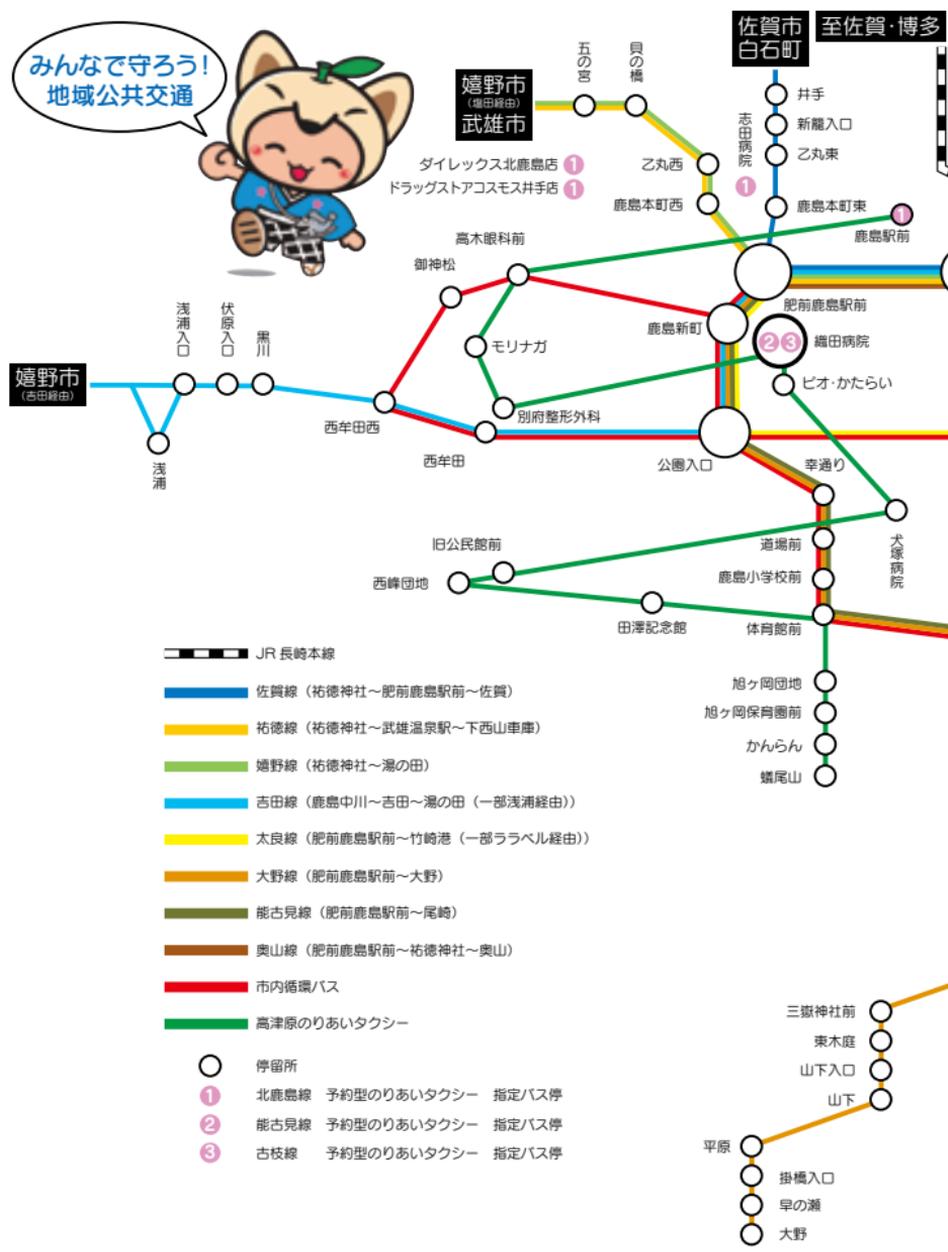
R 4 年度：R 3 年 1 0 月～R 4 年 9 月

R 5 年度：R 4 年 1 0 月～R 5 年 9 月

R 6 年度：R 5 年 1 0 月～R 6 年 9 月

R 7 年度：R 6 年 1 0 月～R 7 年 9 月

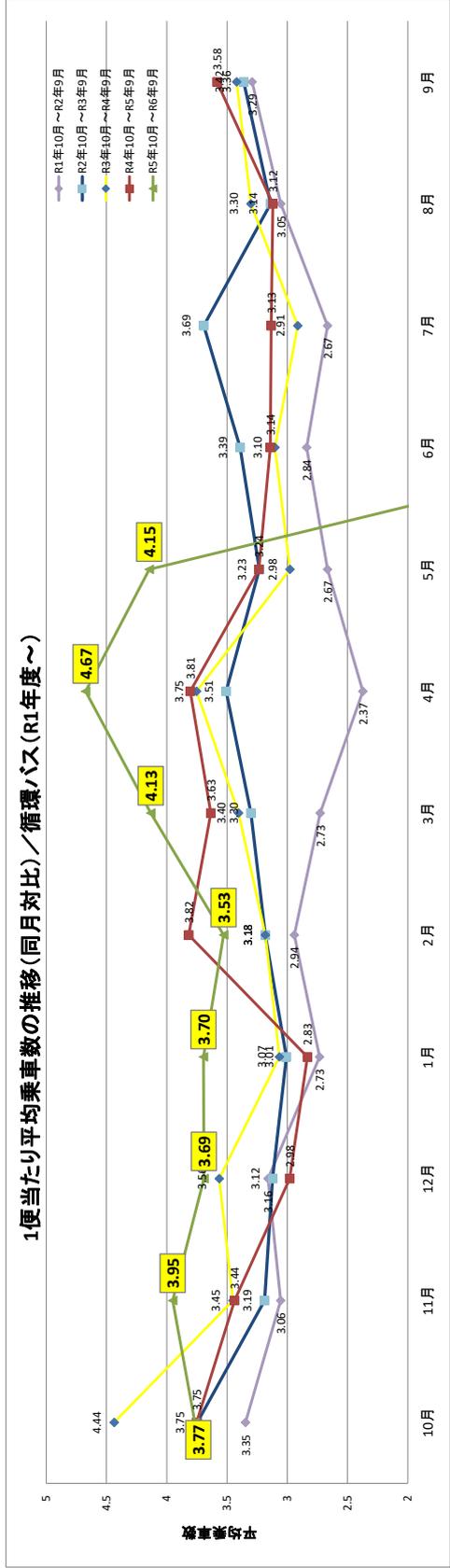
鹿島市地域公共交通マップ



平均乗車数の推移(同月対比) / 市内循環バス

2024年6月 現在

年度	区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
H23年度	乗車数	218	168	149	128	148	144	107	106	95	102	117	123	1,604
H23年度	1便平均乗車数	1.45	1.17	0.99	0.93	1.07	0.92	0.71	0.76	0.61	0.68	0.73	0.85	0.90
H24年度	乗車数	169	157	140	137	129	119	157	199	208	193	212	192	2,012
H24年度	1便平均乗車数	1.13	1.09	0.93	0.99	0.90	0.76	1.09	1.38	1.33	1.29	1.32	1.39	1.13
H25年度	乗車数	302	226	215	194	206	196	206	205	225	292	220	235	2,689
H25年度	1便平均乗車数	1.94	1.57	1.49	1.41	1.25	1.31	1.37	1.42	1.50	1.87	1.36	1.70	1.52
H26年度	乗車数	283	309	293	230	224	230	259	202	275	255	235	238	3,033
H26年度	1便平均乗車数	1.81	2.15	2.03	1.67	1.62	1.53	1.73	1.40	1.83	1.63	1.51	1.65	1.71
H27年度	乗車数	365	241	261	229	244	212	256	234	307	300	280	318	3,247
H27年度	1便平均乗車数	2.34	1.67	1.74	1.66	1.77	1.41	1.71	1.70	1.97	1.92	1.79	2.30	1.83
H28年度	乗車数	326	295	230	165	246	292	235	246	253	300	291	268	3,147
H28年度	1便平均乗車数	2.09	2.14	1.53	1.20	1.71	1.87	1.57	1.78	1.62	2.00	1.87	1.86	1.77
H29年度	乗車数	351	227	240	237	229	301	282	273	314	306	297	288	3,345
H29年度	1便平均乗車数	2.34	1.58	1.60	1.72	1.66	1.93	1.96	1.90	2.01	2.04	1.90	2.00	1.89
H30年度	乗車数	338	181	219	203	173	226	515	633	654	591	338	323	4,394
H30年度	1便平均乗車数	2.25	1.26	1.46	1.47	1.25	1.45	3.58	4.40	4.19	3.94	2.17	2.34	2.49
R1年度	乗車数	394	396	376	368	376	407	505	380	375	465	455	505	5,002
R1年度	1便平均乗車数	2.53	2.75	2.61	2.67	2.72	2.71	3.51	2.88	2.50	2.98	2.92	3.66	2.86
R2年度	乗車数	502	440	474	377	406	409	356	368	443	400	458	474	5,107
R2年度	1便平均乗車数	3.35	3.06	3.16	2.73	2.94	2.73	2.27	2.67	2.84	2.67	3.05	3.29	2.91
R3年度	乗車数	607	440	487	415	420	515	526	446	529	554	452	484	5,875
R3年度	1便平均乗車数	3.75	3.19	3.12	3.01	3.18	3.30	3.51	3.23	3.39	3.69	3.14	3.36	3.33
R4年度	乗車数	692	497	556	423	420	531	563	411	484	437	515	472	6,001
R4年度	1便平均乗車数	4.44	3.45	3.56	3.07	3.18	3.40	3.75	2.98	3.10	2.91	3.30	3.42	3.39
R5年度	乗車数	563	495	465	391	504	567	548	466	490	470	468	516	5,943
R5年度	1便平均乗車数	3.75	3.44	2.98	2.83	3.82	3.63	3.81	3.24	3.14	3.13	3.12	3.58	3.37
R6年度	乗車数	565	569	576	510	487	620	701	597	0	0	0	0	4,625
R6年度	1便平均乗車数	3.77	3.95	3.69	3.70	3.53	4.13	4.67	4.15	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	3.95

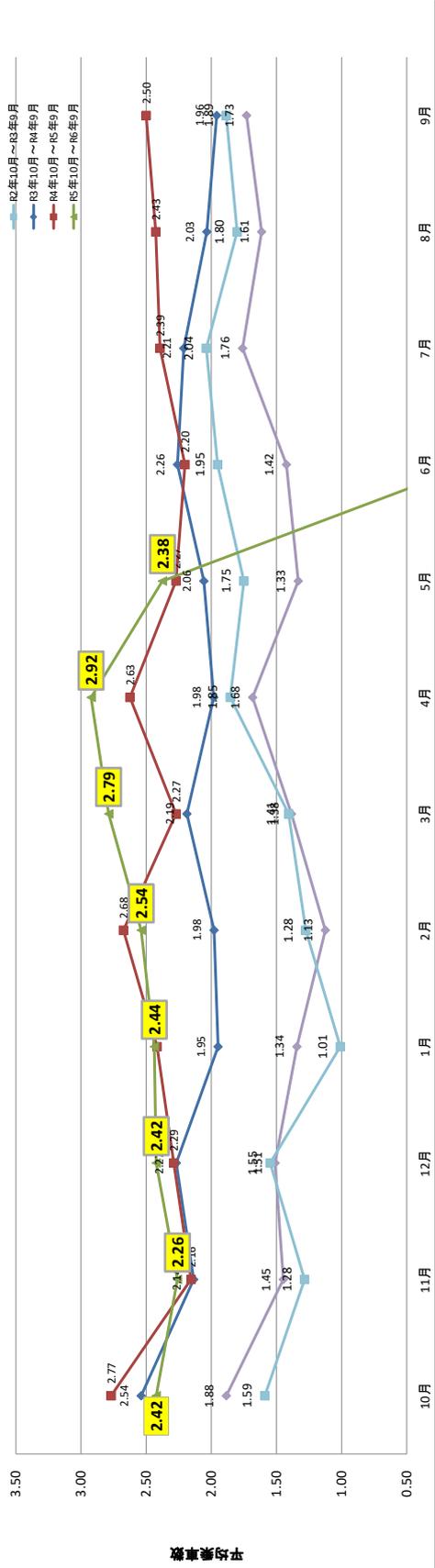


平均乗車数の推移 (同月対比) / 高津原のりあいタクシー (H22年10月運行開始)

2024年6月 現在

年度	区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
H23年度	利用者数	57	32	54	49	53	72	69	22	28	53	40	60	589
H22.10~	1 単平均乗車数	0.88	0.53	0.90	0.82	0.88	1.03	1.06	0.40	0.43	0.82	0.67	0.92	0.79
H24年度	利用者数	65	93	72	54	75	78	59	62	80	50	86	49	823
H23.10~	1 単平均乗車数	0.83	1.29	0.92	0.75	1.14	1.00	0.82	0.86	1.03	0.64	1.19	0.68	0.93
H25年度	利用者数	92	91	83	54	60	63	49	58	62	61	70	60	803
H24.10~	1 単平均乗車数	1.18	1.26	1.06	0.75	0.83	0.81	0.63	0.81	0.79	0.78	0.97	0.83	0.89
H26年度	(降車)	81	78	69	62	69	56	54	67	70	87	74	73	840
H25.10~	1 単平均乗車数	0.64	0.72	0.64	0.57	0.70	0.48	0.50	0.62	0.65	0.69	0.69	0.68	0.63
H27年度	利用者数	72	77	58	40	65	60	71	65	74	68	68	78	796
H26.10~	1 単平均乗車数	0.69	0.74	0.60	0.42	0.68	0.63	0.68	0.68	0.71	0.65	0.77	0.81	0.67
H28年度	利用者数	86	56	79	77	61	54	54	53	78	81	80	93	869
H27.10~	1 単平均乗車数	0.77	0.64	0.76	0.80	0.69	0.63	0.52	0.60	0.75	0.78	0.91	0.97	0.73
H29年度	利用者数	125	79	110	66	73	70	61	70	66	79	117	84	1,000
H28.10~	1 単平均乗車数	1.20	0.82	1.06	0.69	0.83	0.67	0.64	0.73	0.63	0.76	1.13	0.88	0.84
H30年度	利用者数	136	64	81	83	78	98	93	87	126	129	127	139	1,241
H29.10~	1 単平均乗車数	1.31	0.67	0.84	0.86	0.81	0.88	0.97	0.91	1.21	1.24	1.44	1.34	1.04
R1年度	利用者数	152	110	122	105	108	114	133	103	125	139	115	145	1,471
H30.10~	1 単平均乗車数	1.46	1.15	1.17	1.09	1.13	1.19	1.39	1.17	1.20	1.34	1.20	1.51	1.25
R2年度	利用者数	196	139	145	129	108	144	175	128	148	169	142	166	1,789
H31.10~	1 単平均乗車数	1.88	1.45	1.51	1.34	1.13	1.38	1.68	1.33	1.42	1.76	1.61	1.73	1.52
R3年度	利用者数	178	113	161	97	102	135	178	168	203	212	173	181	1,901
H32.10~	1 単平均乗車数	1.59	1.28	1.55	1.01	1.28	1.41	1.85	1.75	1.95	2.04	1.80	1.89	1.63
R4年度	利用者数	264	205	236	187	190	245	206	181	235	230	179	188	2,546
H33.10~	1 単平均乗車数	2.54	2.14	2.27	1.95	1.98	2.19	1.98	2.06	2.26	2.21	2.03	1.96	2.14
R5年度	利用者数	288	207	238	232	214	218	252	218	229	249	233	240	2,818
H34.10~	1 単平均乗車数	2.77	2.16	2.29	2.42	2.68	2.27	2.63	2.27	2.20	2.39	2.43	2.50	2.41
R6年度	利用者数	252	217	252	234	264	290	304	247	0	0	0	0	2,060
H35.10~	1 単平均乗車数	2.42	2.26	2.42	2.44	2.54	2.79	2.92	2.38	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	2.52

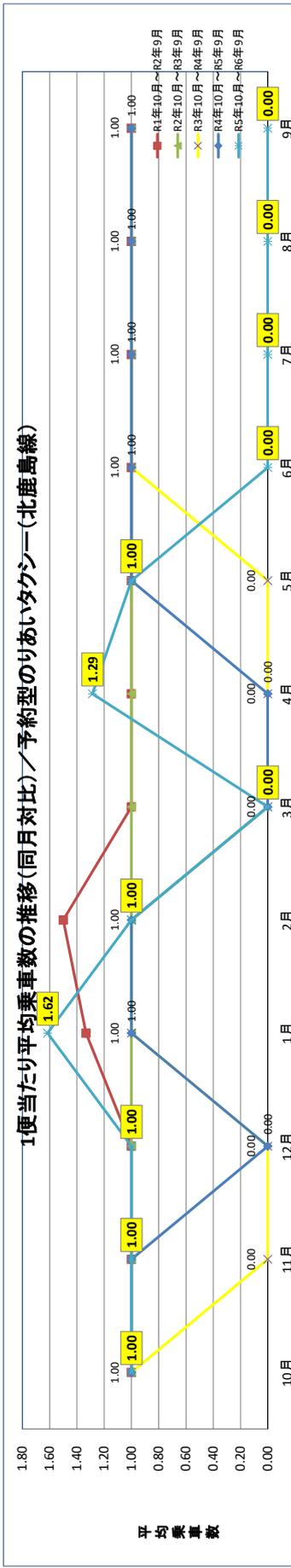
1便当たり平均乗車数の推移 (同月対比) / のりあいタクシー (R1年度~)



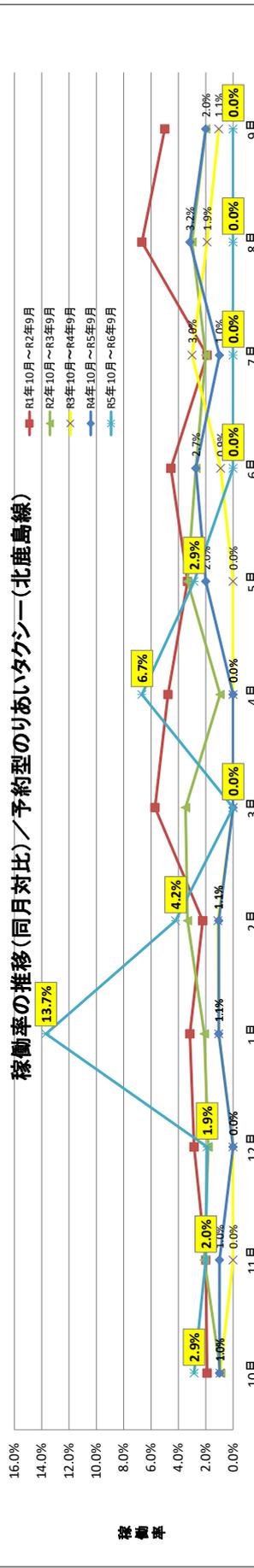
稼働率・平均乗車数の推移 (同月対比) / 予約型のりあいタクシー (北鹿島線) (H29年10月運行開始)

年度	区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
H30年度 (H29.10~ H30.9)	利用者数	1	2	0	4	3	3	3	4	3	2	6	2	33
	1便平均乗車数	1.00	1.00	0.00	1.33	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.03
R1年度 (H30.10~ R1.9)	稼働率	2.1%	4.2%	0.0%	6.8%	6.3%	6.3%	6.3%	8.3%	5.8%	4.2%	12.5%	5.0%	5.7%
	利用者数	4	2	3	3	3	3	2	2	3	5	2	2	32
R2年度 (R1.10~ R2.9)	1便平均乗車数	1.33	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.25	1.00	1.00	1.07
	稼働率	2.7%	1.9%	3.2%	3.2%	1.1%	3.0%	2.0%	2.1%	3.0%	3.6%	2.2%	2.1%	2.5%
R3年度 (R2.10~ R3.9)	利用者数	2	2	3	4	3	6	5	3	5	2	6	5	46
	1便平均乗車数	1.00	1.00	1.00	1.33	1.50	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.05
R4年度 (R3.10~ R4.9)	稼働率	1.9%	2.0%	2.9%	3.2%	2.2%	5.7%	4.8%	3.3%	4.5%	1.9%	6.7%	5.0%	3.7%
	利用者数	1	2	2	2	3	4	1	3	3	2	3	2	28
R5年度 (R4.10~ R5.9)	1便平均乗車数	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	稼働率	0.9%	2.1%	1.8%	3.3%	3.3%	3.5%	1.0%	3.3%	2.7%	2.0%	3.0%	2.0%	2.2%
R6年度 (R5.10~ R6.9)	利用者数	1	0	0	1	1	0	0	0	1	3	2	1	10
	1便平均乗車数	1.00	0.0%	0.0%	1.1%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.00	1.00	1.00	1.00
R7年度 (R6.10~ R7.9)	稼働率	1.0%	0.0%	0.0%	1.1%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	3.0%	1.9%	1.1%	0.8%
	利用者数	1	1	0	1	1	0	0	2	3	1	3	2	15
R8年度 (R7.10~ R8.9)	1便平均乗車数	1.00	1.00	0.0%	1.1%	1.1%	0.0%	0.0%	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	稼働率	1.0%	1.0%	0.0%	1.1%	1.1%	0.0%	0.0%	2.0%	2.7%	1.0%	3.2%	2.0%	1.2%
R9年度 (R8.10~ R9.9)	利用者数	3	2	2	21	4	0	9	3	0	0	0	0	44
	1便平均乗車数	1.00	1.00	1.00	1.62	1.00	1.00	1.29	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.29
R10年度 (R9.10~ R10.9)	稼働率	2.9%	2.0%	1.9%	13.7%	4.2%	0.0%	6.7%	2.9%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%
	利用者数	1	2	2	2	3	4	1	3	3	2	3	2	28
R11年度 (R10.10~ R11.9)	1便平均乗車数	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	稼働率	0.9%	2.1%	1.8%	3.3%	3.3%	3.5%	1.0%	3.3%	2.7%	2.0%	3.0%	2.0%	2.2%
R12年度 (R11.10~ R12.9)	利用者数	1	0	0	1	1	0	0	0	1	3	2	1	10
	1便平均乗車数	1.00	0.0%	0.0%	1.1%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.00	1.00	1.00	1.00
R13年度 (R12.10~ R13.9)	稼働率	1.0%	0.0%	0.0%	1.1%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	3.0%	1.9%	1.1%	0.8%
	利用者数	1	1	0	1	1	0	0	2	3	1	3	2	15
R14年度 (R13.10~ R14.9)	1便平均乗車数	1.00	1.00	0.0%	1.1%	1.1%	0.0%	0.0%	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	稼働率	1.0%	1.0%	0.0%	1.1%	1.1%	0.0%	0.0%	2.0%	2.7%	1.0%	3.2%	2.0%	1.2%
R15年度 (R14.10~ R15.9)	利用者数	3	2	2	21	4	0	9	3	0	0	0	0	44
	1便平均乗車数	1.00	1.00	1.00	1.62	1.00	1.00	1.29	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.29
R16年度 (R15.10~ R16.9)	稼働率	2.9%	2.0%	1.9%	13.7%	4.2%	0.0%	6.7%	2.9%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%
	利用者数	1	2	2	2	3	4	1	3	3	2	3	2	28

1便当たり平均乗車数の推移(同月対比) / 予約型のりあいタクシー(北鹿島線)



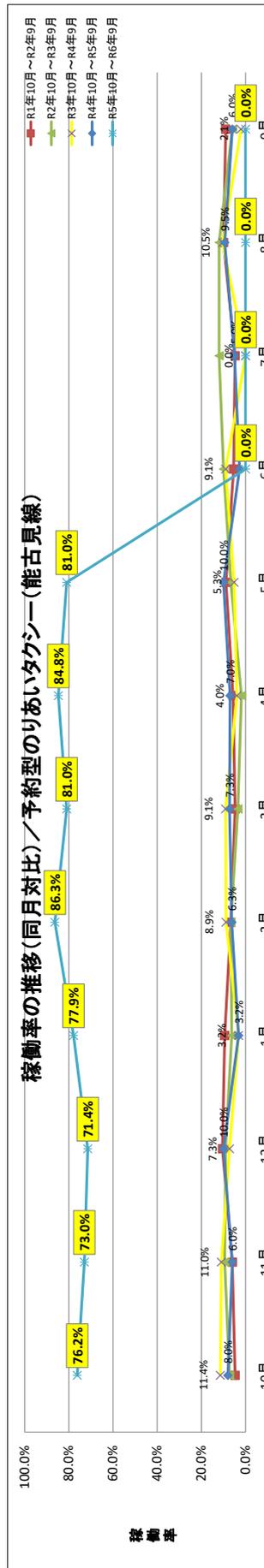
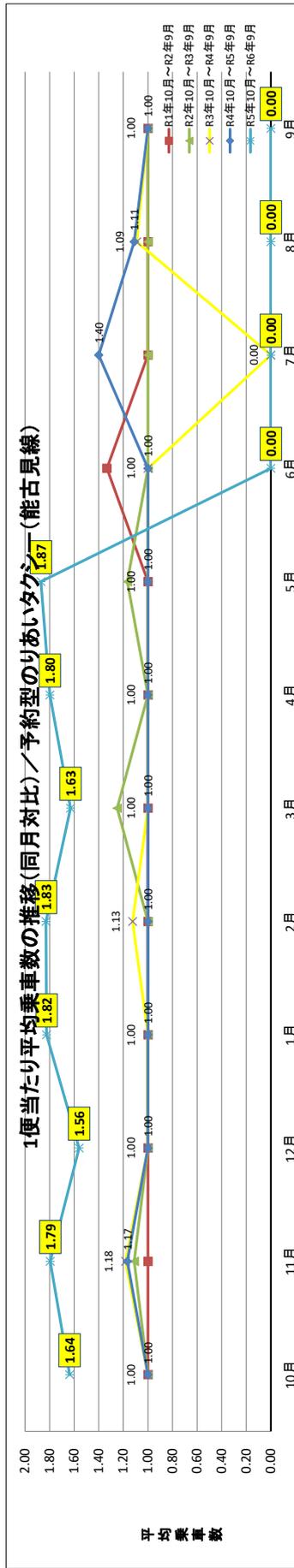
稼働率の推移(同月対比) / 予約型のりあいタクシー(北鹿島線)



稼働率・平均乗車数の推移（同月対比）／予約型のりあいタクシー（能古見線）（H29年10月運行開始）

2024年6月 現在

年度	区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
H30年度 (H29.10~ H30.9)	利用者数	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	1便平均乗車数		1.00											1.00
R1年度 (H30.10~ R1.9)	稼働率	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
	利用者数	0	0	0	0	0	0	7	4	4	10	4	10	39
R2年度 (R1.10~ R2.9)	稼働率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.0%	4.2%	4.0%	9.1%	4.4%	6.3%	2.9%
	利用者数	5	6	11	9	6	5	6	8	8	5	9	9	87
R3年度 (R2.10~ R3.9)	稼働率	4.8%	6.0%	10.5%	9.5%	6.7%	4.8%	5.7%	8.9%	5.5%	4.8%	10.0%	9.0%	7.2%
	利用者数	8	10	10	6	6	5	2	7	11	12	12	6	95
R4年度 (R3.10~ R4.9)	稼働率	7.3%	9.5%	9.1%	6.3%	6.7%	3.5%	1.9%	6.7%	10.0%	12.0%	12.0%	6.0%	7.5%
	利用者数	12	13	8	3	9	10	4	5	10	0	12	2	88
R5年度 (R4.10~ R5.9)	稼働率	11.4%	11.0%	7.3%	3.2%	8.9%	9.1%	4.0%	5.3%	9.1%	0.0%	10.5%	2.1%	6.9%
	利用者数	8	7	11	3	6	8	7	10	3	7	10	6	86
R6年度 (R5.10~ R6.9)	稼働率	8.0%	6.0%	10.0%	3.2%	6.3%	7.3%	7.0%	10.0%	2.7%	5.0%	9.5%	6.0%	6.8%
	利用者数	131	131	117	135	150	132	160	159	0	0	0	0	1,115
	稼働率	76.2%	73.0%	71.4%	77.9%	86.3%	81.0%	84.8%	81.0%	81.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	76.8%



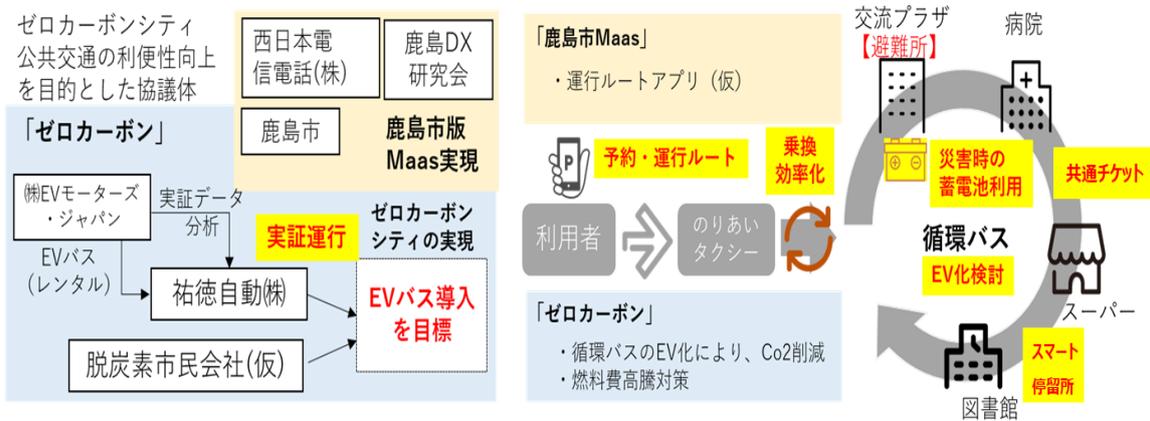
報告3

令和6年度共創・MaaS実証プロジェクトについて

○取組の概要

本事業では、当市が抱える課題の将来的な解決の一步として、交通事業者、IT事業者と共に地域公共交通の利用促進・利便性向上を図るため、DXを活用し、鹿島 MaaS（デマンド交通システム構築、共通チケット、スマート停留所）構築の検討、EVバス導入に向けたEVバス実証実験を行うもの。

※イメージ図



○主な事業

《鹿島 MaaS の構築検討》

- ・リンクしていない公共交通をつなぐデマンド交通システムの構築
- ・共通チケットの発行
- ・スマート停留所の設置の実証実験（病院、駅前）

《EVバスの実証実験》

- ・地域の再生可能エネルギーの活用可能性検討
- ・EVバスを蓄電池とした防災拠点づくり・BCP対策
- ・エネルギーマネージメント（電力ピークカットなど）実装に向けた検討会の実施
- ・地域でのEVバスシェアリング検討

○EVバス実証実験（予定）

- ・実証実験期間 令和6年9月17日（火）～9月28日（土）
- ・運行ルート 循環バスと同じルート運行
- ・運賃 無料

報告4

鹿島市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について

【改正理由】

市町で運行しているコミュニティバスや乗合タクシー等の運賃については、道路運送法に基づき、鹿島市地域公共交通会議にて協議し、運賃の設定を行ってきました。

令和5年10月1日に道路運送法が改正されたことに伴い、一般乗用旅客自動車運送事業に係る協議運賃制度が創設され、これ以降、運賃改定を行う際は、新協議会での協議が必要となり、地域公共交通会議での協議事項ではなくなったことから、鹿島市地域公共交通会議設置要綱の改正を行うものです。

【改正内容】

別紙のとおり

鹿島市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、鹿島市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
- (4) 交通ネットワーク計画に関する事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の構成員（以下「委員」という。）は、市長のほか次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命した者をもって充てる。

- (1) 市長が指名する市の職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表者
- (4) 社団法人佐賀県バス・タクシー協会の代表者
- (5) 鹿島市区長会の代表者
- (6) 住民又は利用者の代表者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の代表者
- (8) 九州運輸局佐賀運輸支局の職員
- (9) 佐賀県の担当課の職員
- (10) 佐賀県鹿島土木事務所の職員
- (11) 鹿島警察署の職員
- (12) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が前条各号の職を離職その他のやむを得ない事由により辞任した場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、市長又はその指名する者とする。

3 副会長は、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 交通会議が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明及び意見を聴くこと又は資料の提供を求めることができる。

5 交通会議は、原則として公開とする。

6 委員が会議を欠席する場合、その代理の者が交通会議に出席できるものとし、その代理の者の出席をもって委員の出席とみなす。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において、協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第8条 交通会議の運営を円滑に行うため、交通会議に事務局を置く。

2 交通会議の業務は、鹿島市広報企画課において処理する。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平成 24 年訓令甲第 33 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年訓令甲第 10 号）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年訓令甲第 35 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

報告5

鹿島市運賃協議会設置要綱の制定について

【制定理由】

市町で運行しているコミュニティバスや乗合タクシー等の運賃は、道路運送法に基づき、地域公共交通会議（活性化協議会も同様）にて協議を行い、運賃を適用しています。（協議運賃）

この「協議運賃」について、令和5年10月1日に道路運送法が改正され、一般乗用旅客自動車運送事業に係る協議運賃制度が創設され、これ以降、運賃改定を行う際は、新協議会での協議が必要となったため、運賃を協議する「鹿島市運賃協議会」の設置を行います。

【道路運送法／改正の概要】

	改正前	改正後
協議	・地域公共交通会議にて協議	・公聴会の開催（9条第5項） ・新協議会にて協議（第9条4項）
構成員	① 市町村長又は都道府県知事 ② 一般乗合旅客自動車運送事業者 ③ バス協会、タクシー協会等 ④ 住民又は旅客 ⑤ 地方運輸局長 ⑥ 労働組合 ⑦ 道路管理者、都道府県警察、 学識経験者 等	① 市町村又は都道府県 ② 一般旅客自動車運送事業者 （乗合又は乗用） ③ 地方運輸局長 ④ 市町村の長又は都道府県の知事が関係 住民の意見を代表する者として指名する者

◆今後の協議運賃の取扱いについて（フロー）

（1）公聴会等の実施（運送法第9条第5項）

- ・利用者、利害関係者の意見等を集約
（公聴会の実施、アンケート調査の実施、地域住民との意見交換会等）

（2）「鹿島市運賃協議会」の開催（運送法第9条第4項）

- ・運賃について協議
- ・協議証明書（運賃）の発行

（3）「鹿島市地域公共交通会議」の開催（運送法施行規則第9条の3）

- ・「鹿島市運賃協議会」にて協議された運賃について報告

（4）協議運賃として運輸局長あてに届出

【制定の内容】

別紙のとおり

鹿島市運賃協議会設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じ住民の生活のための旅客の輸送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議するため、鹿島市運賃協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域における需要に応じた住民の生活のために旅客輸送を確保する必要がある路線又は営業区域にかかる運賃・料金等に関する事項。
- (2) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第3条 協議会の構成員（以下「委員」という。）は、市長のほか次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命した者をもって充てる。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者（乗合又は乗用）
- (2) 九州運輸局佐賀運輸支局の職員
- (3) 鹿島市区長会の代表者
- (4) 住民又は利用者の代表者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が前条各号の職を離職その他のやむを得ない事由により辞任した場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、市長又はその指名する者を充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 やむを得ない事情により協議会に出席できない委員は、職務上関係する者を代理者として出席させることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。
- 5 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。
- 6 協議会は、原則公開するものとする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

(協議結果の取扱い)

第7条 協議会において、協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(報酬)

第8条 委員の報酬は、これを支給しない。

(事務局)

第9条 協議会の運営を円滑に行うため、協議会に事務局を置く。

- 2 協議会の業務は、鹿島市広報企画課において処理する。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置く。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

報告6 浜地区での予約型のりあいタクシー実証運行について

令和4年3月に策定した鹿島市地域公共交通計画に基づき、以下のとおり交通空白地がある浜地区で予約型のりあいタクシーの実証運行を行った。

【予約型のりあいタクシー（浜線）概要】

- ①対象区域：南舟津、北舟津、野畠、新方
- ②新設する指定バス停：肥前浜駅、ララベル、鹿島市役所、織田病院
- ③路線・時刻：別添資料P2のとおり（1日5便）
- ④運賃：大人400円、高校生以下100円
- ⑤運行計画：平日運行の往路3便、復路2便とし、発着時刻は別添資料P2のとおり。
- ⑥運行の手法：事前登録を行った利用者が事前に予約し、運行する予約型のりあいタクシーで、自宅から指定バス停までの往復（途中乗り降りにはできない）とする。※登録できる方は対象区域在住の方とする。

【実証運行期間】

令和5年10月～令和6年3月（120日）

【運行事業者】

有限会社 再耕庵タクシー

【運行計画】

別添資料P3-P4のとおり ※5人乗りセダン型20台（タクシー事業と併用）

【設定目標値】

フィーダー補助対象となるには、計画運行回数の30%達成が条件となっている。

- 6か月間の運行で120日、1日5便で計600便の稼働
600便×目標稼働率30%=180便（計画運行回数）
計画運行回数180便×補助条件稼働率30%=54便
54便×平均乗車数3人=162人（6か月）

※平均乗車数3人については、鹿島市地域公共交通計画P48を参考

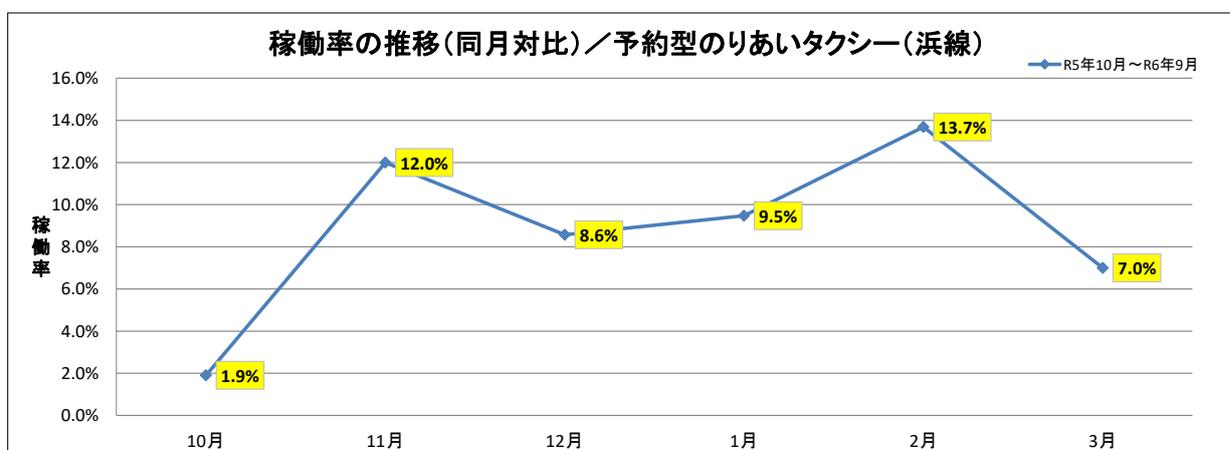
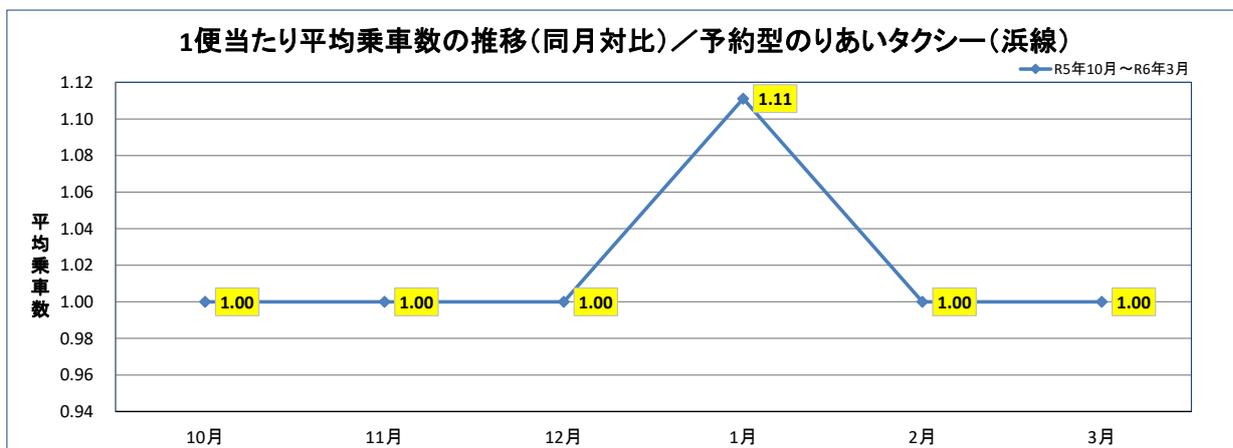
【運行継続の判断】

- 令和5年10月から令和6年3月の6か月間で、利用数が設定目標値である162人に満たない場合は、運行を終了とする。
 - 利用数は53人と目標に満たなかったため、本格運行は見送り。

稼働率・平均乗車数の推移（同月対比）／予約型のりあいタクシー【浜線】（令和5年10月運行開始）

年度	区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R5.10～R6.3	利用者数	2	12	9	10	13	7	53
	1便平均乗車数	1.00	1.00	1.00	1.11	1.00	1.00	1.02
	稼働率	1.9%	12.0%	8.6%	9.5%	13.7%	7.0%	8.8%

全体	利用者数	53
	1便平均乗車数	1.02
	稼働率	8.8%



協議 1

鹿島市地域公共交通活性化協議会規約、鹿島市地域公共交通活性化協議会事務局規程の一部改正（案）について

【改正理由】

今年度、機構改革により協議会事務局の担当課が変更となったため、規約、規定の一部を改正します。

【改正内容】

別紙のとおり

鹿島市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約 新旧対照表 (案)

鹿島市地域公共交通活性化協議会規約の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(事務局)</p> <p>第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>1 事務局は、<u>鹿島市政策総務部広報企画課</u>に置く。</p> <p>2～3 略</p>	<p>(事務局)</p> <p>第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>1 事務局は、<u>鹿島市総務部企画財政課</u>に置く。</p> <p>2～3 略</p>

鹿島市地域公共交通活性化協議会規約（案）

（設置）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という）の作成及び実施に関する協議を行うため、鹿島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、鹿島市役所内に置く。

（事業）

第3条 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- （1）交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- （2）交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- （3）交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第4条 協議会は、別表に掲げる者及び団体等を代表する者をもって組織する。

（役員の数及び選任）

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 1名
- （3）監事 2名

2 会長は、鹿島市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、委員の中から互選によりこれを定める。

4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

（役員の仕事）

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

（委員の任期）

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会議）

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、委員の中から互選によりこれを定める。

3 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 会議の議決の方法は、会議に出席した委員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開する。

6 協議会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明及び意見を聴くこと又は資料の提供を求めることができる。

7 委員は、会議を欠席する時は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

8 前各号に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 会議において協議が整った事項について、協議会の委員はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会の設置)

第10条 協議会は、第3条の各号に定める事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ分科会を設置することができる。

2 分科会は、第4条に定める委員その他協議会が必要と認める者で組織する。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、鹿島市政策総務部広報企画課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者を充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散した日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成21年3月6日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の規定により、最初の委員となった者の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	委 員
法第6条第2項第1号	鹿島市長
法第6条第2項第2号	公共交通事業者
	社団法人佐賀県バス・タクシー協会
	佐賀県杵藤土木事務所
	鹿島市
法第6条第2項第3号	鹿島警察署
	住民利用者
	学識経験者
	商工会議所
	公共交通事業の運転手

鹿島市地域公共交通活性化協議会事務局規程の一部を改正する規約 新旧対照表 (案)

鹿島市地域公共交通活性化協議会事務局規程の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 事務局に事務局長と事務局員を置く。 2 事務局長は、鹿島市政策総務部広報企画課長をもって充てる。 3 事務局員は、鹿島市政策総務部広報企画課の職員をもって充てる。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 事務局に事務局長と事務局員を置く。 2 事務局長は、鹿島市総務部企画財政課長をもって充てる。 3 事務局員は、鹿島市総務部企画財政課の職員をもって充てる。</p>

鹿島市地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、鹿島市地域公共交通活性化協議会規約第11条の規定に基づき、鹿島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会の会議に関すること。
- （2）協議会の資料作成に関すること。
- （3）協議会の庶務に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

（組織）

第3条 事務局に事務局長と事務局員を置く。

2 事務局長は、鹿島市政策総務部広報企画課長をもって充てる。

3 事務局員は、鹿島市政策総務部広報企画課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要と認められる事項についてはこの限りではない。

- （1）事務局の運営に関すること。
- （2）物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- （3）物品及び現金の出納に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、発送、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、鹿島市において定められている文書の取扱いの例による。

（公印）

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 公印の保管は、事務局長が行う。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年3月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
鹿島市地域公共活性化協議会の印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 鹿島市地域 公共活性化 協議会 会長の印 </div>	てん書	24×24	名もつす 会長が発 する文書	1	事務局長

くらしを支える移動手段支援事業利用促進計画

市町名	鹿島市地域公共交通活性化協議会
-----	-----------------

1. 目的

鹿島市においては、市が運行する循環バス、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシー、廃止路線バス代替路線である大野線、能古見線、奥山線が地域交通として運行されており、それらは市における重要な地域交通である。
 循環バスの利用者は年々増加傾向であったが、令和5年度(R4.10~R5.9)の平均乗車数が前年度を下回ったため、新規利用者獲得のため広報周知活動を行うとともに、循環バス既存運賃100円の維持やお得なチケットの販売を行うことで、利用者が利用しやすい環境となるようにしていきたい。
 それらの取組を鹿島市としても積極的に実施し、持続的な運行につながるように取り組んでいく。

2. 対象路線又は区域

番号	名称	路線又は区域	運行形態	運行主体	契約方法	運送種別	運賃値下げ対応	備考
1	鹿島市循環バス	西回り・東周り	定時定期路線	鹿島市地域公共交通活性化協議会	委託	4条乗合	既存運賃100円	

3. 実施予定期間、取組内容及び目標

番号	名称	路線又は区域	実施予定期間	利用促進の取組内容	目標
1	鹿島市循環バス	西回り・東周り	令和6年9月~令和7年2月	<ul style="list-style-type: none"> プレミアム回数券の数量限定販売 子ども対象(小学生以下)の乗車体験会の実施(実際に運行している循環バスを利用する) 	<ul style="list-style-type: none"> プレミアム回数券を20冊販売 ※前年度は未達のため、今年度は販売箇所数を増やし、目標達成を図る。

4. 担当

担当所属	広報企画課
担当者氏名	小山 龍司
電話番号	0954-63-2101
Mail	kikaku@city.saga-kashima.lg.jp

令和 6 年 6 月 2 8 日

(名称) 鹿島市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

鹿島市における公共交通は、現在路線バス、市内循環バス、高津原のりあいタクシー、予約型のりあいタクシー及び鉄道（JR長崎本線）で構成される。路線バスは、山間部と市街地を結ぶ廃止代替路線と当市とその他市町を結ぶ生活交通路線がある。市内循環バス、高津原のりあいタクシーは、交通弱者の生活するための移動手段の確保と交通空白地域の解消を目的とし、平成 22 年 10 月から地域公共交通活性化・再生総合事業を活用し、市内の主な病院、商業施設と交通空白地域を周回運行しており、平成 29 年 10 月からは一部地域の廃止代替路線をデマンド型交通へと移行及び予約型のりあいタクシーの運行を開始し、平成 31 年 4 月にはデマンド運行営業区域を拡大し運行している。

特に、市内を走るこれらのバスは、交通弱者にとって生活の足として大きな役割を担っており、これからの超高齢化社会に向けて移動手段の確保は、重要な課題である。

そのため、令和 3 年度に策定した「鹿島市地域公共交通計画」と整合性を取りながら、これらの交通網について、より住民ニーズに沿った形で見直しを加え、より便利な交通網の確立を図らなければならない。

そこで、交通空白地域を解消し、交通弱者の生活の足として定着を図るため、市内循環バス、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシーを継続運行することで市民（特に交通弱者）が安心して便利な交通網の確立を図ることが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

市民（特に交通弱者）の移動手段を確保し、既存資源を利用した効率的かつ利便性を維持した公共交通ネットワークの構築のため、平均乗車数について以下のような目標を設定する。

※高津原のりあいタクシーは 1 回（往復）あたりの数値、予約型のりあいタクシーは稼働率

	(R6 年度※)	(R7 年度)	(R8 年度)
市内循環バス	3.95 人/1 便	3.85 人/1 便	4.00 人/1 便
高津原のりあいタクシー	5.05 人/1 便	5.1 人/1 便	5.1 人/1 便

予約型のりあいタクシー

(能古見線) 稼働率 78.9% 稼働率 79.0% 同左

※大野線、平谷線、山浦線、奥山線

(北鹿島線) 稼働率 4.30% 稼働率 20.0% 同左

(古枝線) 稼働率 21.9% 稼働率 30.0% 同左

※矢筈線

※参考：R6 年度実績値（R6.5 時点）、目標値：鹿島市地域公共交通計画 P46 参照

※高津原のりあいタクシー、予約型のりあいタクシー（能古見線）は鹿島市地域公共交通網形成計画での目標値を達成したため、平均乗車数の目標としては現状維持とする。

(2) 事業の効果

循環バス、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシーを継続運行することで、以下の効果が期待される。

1. 交通弱者に対する移動手段が確保できる。
2. 市内の主要拠点・交通結節点へのアクセスが確保され、利便性の向上が図られる。
3. 需要の高い交通空白地域に対する公共交通網を確保できる。
4. 公共交通の情報提供等により、新たな需要を創出できる。
5. 運行コストや地域からの協力を考慮した持続可能な公共交通網を構築できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 移動需要に応じた、路線バス及びのりあいタクシーの運行エリアの見直し
(協議会・事業者)
- ・ 路線バスの運行ルートと市民の移動ニーズのマッチング (協議会、事業者)
- ・ 交通空白地への公共交通網の拡充 (協議会、事業者)
- ・ AI・ICTを活用したデマンド交通システムの導入 (協議会、事業者)
- ・ 西九州新幹線や特急列車への乗り継ぎ利便性を想定したバス運行本数の維持・充実およびバス運行ダイヤの見直し (協議会、事業者)
- ・ 肥前鹿島駅・肥前浜駅での乗り継ぎ利便性を想定したバス運行ダイヤの見直し
(協議会、事業者)
- ・ 市内循環バスの運行維持・充実 (協議会、事業者)
- ・ バス停の待合環境の整備・充実 (協議会、事業者、地域住民・事業者、施設所有者)
- ・ 分かりやすく使いやすい総合時刻表の作成 (協議会)
- ・ 交通弱者 (高齢者、障がい者、運転免許証自主返納者) への支援
(鹿島市、事業者、警察署)
- ・ 若年層や高齢者を対象とした公共交通利用体験会の実施
(協議会、事業者、教育委員会、老人クラブ)
- ・ 商業施設と連携した利用促進策の実施 (協議会、商工会議所、商業施設)
- ・ 医療・福祉部門と連携した利用促進策の実施 (協議会、社会福祉協議会、医療施設)
- ・ 公共交通利用に係る公報活動の推進
(協議会、事業者、観光協会、商工会議所、老人クラブ、民生児童委員連絡協議会)

(鹿島市地域公共交通計画 P37-38 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

①路線図

別添 路線図 参照

②予定している時刻表・運行期間

別添 時刻表 参照

③運送事業者の決定方法

運送事業者の選定に当たっては、平成22年10月からの実証運行での、ガイドラインに基づき、利用者の利便性、緊急時の対応能力を考慮するとともに、地元の交通事情に熟知し、既存路線との調整が容易な市内のバス事業者1社、タクシー事業者1社に選定した。また、市内循環バスと高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシーを運行するにあたり、当協議会の構成員として、積極的に協議参加、協力していただいている。

本事業を実施するに当たり、市のHPに運送事業の計画を掲載するなどして一定期間公開を行った上で、これまでの運行実績や本事業へのスムーズな移行及び継続運行による利用者の安心感、親密感を考慮し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、鹿島市随意契約取扱要領第3条第3項の規定に基づき、市内循環バスを祐徳自動車株式会社、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシーを有限会社再耕庵タクシーと随意契約をする。

④補足資料

市内循環バスは、交通空白地区の居住地域と病院、商業施設、公共機関を循環する路線を設定した。また、「鹿島駅前」停留所でJR、路線バス、幹線バス路線と接続させた。

高津原のりあいタクシーの高津原線では、交通空白地区の居住地域と病院、商業施設を往復する路線を設定した。また、「鹿島駅前」停留所で、JR、路線バス、幹線バス路線と接続させた。

予約型のりあいタクシーの北鹿島線では、交通空白地区の居住地域と病院、商業施設を往復する路線を設定し、「鹿島駅前」停留所で、JR、路線バス、幹線バス路線と接続させ、能古見線及び古枝線では、交通空白地区の居住地域と病院、商業施設を往復する路線を設定し、「ララベル」停留所で、路線バス、幹線バス路線、市内循環バスと接続させた。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る市内循環バス、高津原のりあいタクシー、予約型のりあいタクシーについて、その運行に係る費用総額約11,000千円のうち、鹿島市から運行事業者への補助金額については、運行収入を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

事業者から提供されたデータ等により数値目標を計測し、目標値と照らし合わせて評価を実施。

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
第1回 令和5年6月29日	令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画承認 令和6年度事業計画及び予算承認 市内循環バス及びのりあいタクシーの無料期間実施承認 市内公共交通路線の再編 交通空白地への予約型のりあいタクシー実証運行 くらしを支える移動手段支援事業奨励金の申請
第2回 令和6年1月25日	令和5年度事業報告及び決算報告 令和6年度補正予算 令和5年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価 市内循環バス及びのりあいタクシーの無料期間実施承認 鹿島市地域公共交通計画の変更 市内公共交通路線の再編
19. 利用者等の意見の反映状況	
協議会の構成員には、市民や利用者の代表として、市区長会、老人クラブ連合会、鹿島市PTA連合会、民生児童委員連絡協議会、市内小中学校代表者、鹿島商工会議所の代表者が入り、事業計画等に対しても意見等を反映して作成した。	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 鹿島市大字納富分 2643-1

(所 属) 鹿島市政策総務部広報企画課

(氏 名) 小山 龍司

(電 話) 0954-63-2101

(e-mail) ryuji-koyama@city.saga-kashima.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2・3については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ファイダーシステム)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統		系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利 便 運 送 特 例 措 置	運 送 特 例 措 置	地域内ファイダーシステム適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地						終点	運行態様の別 要件(別 表7・9)	基準ハ て 該当 する 要件(別 表7・9)	基準ハ て 該当 する 要件 (別 表7のみ)
鹿島市	祐徳自動車(株)	(1) 市内循環線(西回り)	肥前鹿島駅前	市役所・エイブル	循環 12.1km .km	294日	882.0回			路線定期	祐徳自動車(株)の左京線、祐徳線、埴野線、吉田線、大良線の肥前鹿島駅前停留所と市内循環線の肥前鹿島駅前停留所にて接続	基準ハで該当する要件(別表7・9)	基準ハで該当する要件(別表7のみ)
	祐徳自動車(株)	(2) 市内循環線(東回り)	肥前鹿島駅前	市役所・エイブル	循環 11.9km .km	294日	882.0回			路線定期	祐徳自動車(株)の左京線、祐徳線、埴野線、吉田線、大良線の肥前鹿島駅前停留所と市内循環線の肥前鹿島駅前停留所にて接続		
	(有)再耕庵タグシー	(3) 高津原線	蟻尾山	犬塚病院	往 復 7.8km 7.8km	154日	616.0回			路線定期	祐徳自動車(株)の左京線、祐徳線、埴野線、吉田線、大良線の肥前鹿島駅前停留所と鹿島駅前停留所にて接続		
	(有)再耕庵タグシー	(4) 能古見線		広平、大野、早ノ瀬、中川内、西三河内、東三河内、大木庭、山浦、川内、橋口、南川、大蔵分、中木庭、本殿、土六、良瀬、若殿分、白鳥尾、善在開拓、山浦開拓、奥山、平に田開拓、竹ノ木庭、中尾、上古枝	.km	241日	241.0回			区域	祐徳自動車(株)の埴野線の誕生院前停留所、大良線のララベル前停留所とララベル前停留所にて接続		
	(有)再耕庵タグシー	(5) 古枝線		矢筈、七間、齋越	.km .km	241日	241.0回			区域	祐徳自動車(株)の左京線、祐徳線、埴野線の祐徳野人神社前、古枝小学校前停留所、左京線、祐徳線の本村方停留所、埴野線の誕生院前停留所、本良線のララベル前停留所とララベル前停留所にて接続		
	(有)再耕庵タグシー	(6) 北鹿島線		北鹿島東部地区	.km .km	241日	241.0回			区域	祐徳自動車(株)の左京線、祐徳線、埴野線、吉田線、大良線の鹿島駅前停留所と鹿島駅前停留所にて接続		
		(7)			.km	日	.0回			路線定期	にて接続		
		(8)			.km	日	.0回			路線定期	にて接続		
		(9)			.km	日	.0回			路線定期	にて接続		
		(10)			.km	日	.0回			路線定期	にて接続		

協議4

令和6年度 鹿島市地域公共交通活性化協議会補正予算(案)

(令和5年10月1日～令和6年9月30日)

【歳入】

(単位:千円)

款	項	目	現予算額(A)	補正額(B)	補正後予算額 A+B	備 考
1	負担金	1 負担金	7,600	6,284	13,884	・鹿島市負担金 ・予約型のりあいタクシー(古枝線) 太良町民利用分負担金(100) ・共創MaaS補助金 ※採択の場合
2	補助金	1 補助金	0	0	0	
3	繰越金	1 繰越金	1,169	0	1,169	
4	諸収入	1 雑収	541	0	541	佐賀県くらしを支える移動手段支援事業 奨励金(経費-フィーダー補助=委託料の 1/10)
計			9,310	6,284	15,594	

【歳出】

款	項	目	現予算額(A)	補正額(B)	補正後予算額 A+B	備 考	
1	総務費	1 総務管理					
		1 会議費	0	0	0		
		2 事務費	0	0	0		
2	事業費	1 事業推進費	1 事業費	8,873	6,721	15,594	市内循環バス委託料 3,802 →3,776
							高津原のりあいタクシー委託料 2,349 →2,653
							予約型のりあいタクシー委託料 1,372 →3,016
							交通空白地モデル地区 浜地区実証運行委託料 300 →0
							待合室改修 500 →0
							時刻表・手引き作成 400 →694
							無料運行期間運賃負担 50 →71
							消耗品費・振込手数料等 100
							EVバス実証運行等 0 ※採択の場合 →5,284
							3 予備費
計			9,310	6,284	15,594		

(※参考 運行委託料算出について)

(単位:千円)

	運行経費	運賃収入	国庫補助	委託料
市内循環バス	6,618	583	2,260	3,776
高津原のりあいタクシー	4,620	609	1,359	2,653
予約型のりあいタクシー	4,302	709	578	3,016

協議5

令和7年度鹿島市地域公共交通活性化協議会 事業計画（案）

事業期間

令和6年10月1日～令和7年9月30日

日時	事業名
令和6年10月7日～12日	市内循環バス、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシー無料運行（1週間） 対象：学生・高齢者・障がい者（介護人）・運転免許自主返納者
令和6年11月	鹿島市地域公共交通会議及び鹿島市地域公共交通活性化協議会
令和7年2月	鹿島市地域公共交通会議及び鹿島市地域公共交通活性化協議会
令和7年4月	市内循環バス、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシー無料運行（1週間） 対象：学生・高齢者・障がい者（介護人）・運転免許自主返納者
令和7年6月	鹿島市地域公共交通会議及び鹿島市地域公共交通活性化協議会
	地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書提出

協議5

令和7年度 鹿島市地域公共交通活性化協議会予算(案)

(令和6年10月1日～令和7年9月30日)

【歳入】

款	項	目	金額(千円)	備 考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	11,000	・鹿島市負担金 ・予約型のりあいタクシー(古枝線) 太良町民利用分負担金(100)
2 補助金	1 補助金	1 補助金	4,197	・フィーダー補助金 4,197千円
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	92	見込み額(R6.9決算見込)
4 諸収入	1 諸収入	1 雑収	230	・佐賀県くらしを支える移手段支 援事業奨励金(R6年度フィーダー 補助の1/10)
計			15,519	

【歳出】

款	項	目	金額(千円)	備 考
1 総務費	1 総務管理費	1 会議費	0	
		2 事務費	0	
2 事業費	1 事業推進費	1 事業費	14,712	市内循環バス委託料 6,036
				高津原のりあいタクシー委託料 4,012
				予約型のりあいタクシー委託料 3,594
				待合室改修 500
				時刻表・手引き作成 400
				無料運行期間運賃負担 70
				消耗品費・振込手数料等 100
3 予備費	1 予備費	1 予備費	807	
計			15,519	

(*参考 運行委託料算出について)

	運行経費	運賃収入	委託料
市内循環バス	6,618	582	6,036
高津原のりあいタクシー	4,620	608	4,012
予約型のりあいタクシー	4,302	708	3,594

